

北上市告示甲第67号

北上市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用要綱（平成21年北上市告示甲第31号）の一部を次のように改正し、令和5年10月16日から施行する。

令和5年10月13日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p><u>北上市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用要綱</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方税電子化協議会</u> 都道府県及び市町村が電子情報処理組織を使用して地方税の申告等を行わせるシステム（以下「<u>地方税ポータルシステム</u>」という。）の共同開発及び共同運営等を行うため、平成18年4月1日に設立された<u>社団法人地方税電子化協議会</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>電子証明書</u> 電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が、これらの者に係るものであるこ</p>	<p><u>北上市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進等要綱</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方税共同機構</u> 地方税法（昭和25年法律第226号）第761条に規定する<u>地方税共同機構</u>をいう。</p> <p>(2) <u>地方税ポータルシステム</u> 地方税法第762条第1号に規定する<u>地方税関係手続用電子情報処理組織</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>電子証明書</u> 電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が、これらの者に係るものであるこ</p>

とを証明するために作成する電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア・イ [略]

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として地方税電子化協議会が認めたもの

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）において使用する用語の例による。

（対象とする申告等）

第3 情報通信技術利用法第3条第1項及び規則第3条の2第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用する電子情報処理組織は、地方税ポータルシステムとし、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第1項の規定により指定する電子計算機は、当該システムの電子計算機とする。

第6 地方税電子化協議会に参加している本市以外の地方公共団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている者が行う第4の届出は、第4後段の規定にかかわらず、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を要しないものとする

とを証明するために作成する電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア・イ [略]

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として地方税共同機構が認めたもの

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）において使用する用語の例による。

（対象とする申告等）

第3 規則第3条の2第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用する電子情報処理組織は、地方税ポータルシステムとし、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「総務省関係法令情報通信技術活用法施行規則」という。）第4条第1項の規定により指定する電子計算機は、当該システムの電子計算機とする。

第6 地方税共同機構に参加している本市以外の地方公共団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている者が行う第4の届出は、第4後段の規定にかかわらず、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を要しないものとする。

。

2 [略]

(税理士等による代理申告等)

第9 [略]

2 電子情報処理組織を使用して申告等を行う場合における税理士法第30条、第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定に基づく書面の提出、署名押印等については、情報通信技術利用法施行規則第8条第1項で規定する電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために、必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を当該申告等に併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

別表（第3関係）

申告等
(1) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第7項</u> の規定による申告

2 [略]

(税理士等による代理申告等)

第9 [略]

2 電子情報処理組織を使用して申告等を行う場合における税理士法第30条、第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定に基づく書面の提出、署名押印等については、総務省関係法令情報通信技術活用法施行規則第13条第1項で規定する電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために、必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を当該申告等に併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

別表（第3関係）

申告等
(1) <u>地方税法第20条の5の2及び市税条例（平成3年北上市条例第62号）第7条第3項</u> の規定による申告書の提出期限の延長の申請
(2) <u>地方税法第20条の9の3</u> の規定による更正の請求
(3) <u>地方税法第300条第1項、第355条第1項、第527条第1項及び第709条第1項</u> の規定による納税管理人の申告
(4) <u>地方税法第317条の2第9項</u> の規定による申告

<u>(2)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
	<u>(12)</u> 地方税法第473条第1項及び第2項の申告書及び同法第475条第2項の修正申告書の提出
	<u>(13)</u> 地方税法第473条第4項の規定による市たばこ税に係る還付請求申告書の提出
	<u>(14)</u> 地方税法第701条の4第2項の規定による入湯税の申告
	<u>(15)</u> 北上市市税条例第125条の規定による入湯税に係る鉱泉浴場経営申告書の提出
<u>(9)</u> [略]	<u>(16)</u> [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	